



*Walkable City*  
*Minakama*

# 条例案の概要

(美濃加茂市議会第2回定例会資料)

令和3年6月7日

## 目 次

議案番号	議 案 名	ページ
承第 5号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について）	1
承第 6号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例について）	2
承第 7号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例について）	6
承第 8号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例について）	7
承第 9号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例について）	9
承第10号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について）	11
議第32号	美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について	12
議第33号	美濃加茂市児童館の設置及び管理に関する条例及び美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	14
議第34号	美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	15
議第35号	美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	17
議第36号	美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	19
議第37号	美濃加茂市消防団条例の一部を改正する条例について	20
議第38号	美濃加茂市小口融資条例の一部を改正する条例について	21



〔承第5号〕

美濃加茂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

【議案書：22頁】

◎ **改正の概要**

○ **税制改正大綱における押印見直しの動き**

令和3年度税制改正の大綱（令和2年12月21日 閣議決定）

- ・ 国税と同様に、地方税関係書類のうち納税者等の押印を求めているものについて、押印を不要とする。（令和3年4月1日以後に提出する地方税関係書類について適用）

○ **条例改正趣旨**

納税者等の負担軽減を図るため、審査申出書等の書面への押印及び署名を不要とするものです。

◎ **改正の主な内容**

○ **署名押印を廃止する書面（第4条・第7条～第10条関係）**

- ① 審査申出者が提出する審査申出書
- ② 口頭審理において審査申出者が提出する口述書
- ③ 固定資産評価審査委員会において作成する調書

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、令和3年4月1日から施行します。

[承第6号]

美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例について

【議案書：26頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）
条例改正に影響する施行日	令和3年4月1日、令和4年1年1日、令和6年1月1日、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第●号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日
改正される法令	地方税法（昭和25年法律第226号）
条例改正に影響する条	法第314条の7、第317条の3の2、第317条の3の3、第328条の6、第328条の7、第451条、附則第3条の3、附則第4条の4、附則第14条、附則第15条、附則第17条、附則第17条の2、附則第18条、附則第19条、附則第31条の2の2、附則第29条の8の2、附則第29条の9、附則第30条、附則第30条の2、附則第56条、附則第61条、令第47条の3及び令和2年改正法第2条

○ 条例改正趣旨

地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、地方税法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容 ※施行日の記載がない場合は、令和3年4月1日施行（固定資産税）

○ 固定資産税（土地）の負担調整措置（附則第7条、附則第7条の2、附則第8条、附則第8条の3及び附則第10条）

趣旨：令和3年度から令和5年度までの間、下落修正措置を含め土地に係る固定資産税の負担調整の仕組みを継続します。（その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く特例措置を講じます。）

(個人住民税)

○ 非課税限度額における範囲の明確化(第17条及び附則第4条の2)

趣旨:「個人住民税均等割・所得割の非課税限度額」について、その基準の判定に用いる「扶養親族」の範囲を扶養控除の取扱いと同様とします。

施行日:令和6年1月1日

○ セルフメディケーション税制の延長(附則第3条の2)

趣旨:特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)について、適用期限を令和9年度分まで延長します。

施行日:令和4年1月1日

○ 各種申告書の電子提出による税務署長の承認の廃止(第28条の3の2、第28条の3の3及び第34条の9)

趣旨:給与所得者の扶養親族申告書、公的年金等受給者の扶養親族申告書及び退職所得申告書については、所轄税務署長の承認を受けることなく、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(eLTAX)により提供することができます。

(軽自動車税)

○ 環境性能割の非課税期限の延長(附則第12条の2)

趣旨:環境性能割の税率を非課税とする措置について、その適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とします。

○ 種別割のグリーン化特例(軽課)の見直し(附則第13条)

趣旨:グリーン化特例(軽課)のうち、50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例の期間を2年間延長します。

【改正前】

- 取得期間:平成31年4月1日  
～令和3年3月31日
- 軽課年度:取得の翌年度分のみ

【改正後】

- 取得期間:令和3年4月1日  
～令和5年3月31日
- 軽課年度:取得の翌年度分のみ

**自家用乗用車**

区 分	軽減率
電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル車	75%軽減
2020 年度基準+30%達成	50%軽減
2020 年度基準+10%達成	25%軽減



区 分	軽減率
電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車	75%軽減

グリーン化特例（軽課）の対象外とすることに  
ついて令和元年度税制改正で法制化済

**営業用乗用車**

区 分	軽減率
電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減
2020 年度基準+30%達成	50%軽減
2020 年度基準+10%達成	25%軽減



区 分	軽減率
電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減
2030 年度基準 90%達成	50%軽減
2030 年度基準 70%達成	25%軽減

**軽貨物自動車**

区 分	軽減率
電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減
2015 年度基準+35%達成	50%軽減
2015 年度基準+15%達成	25%軽減



区 分	軽減率
電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減

**◎ 施行期日等（附則）**

○ 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行します。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行します。

- (1) 第1条中美濃加茂市税条例第26条の8第1項第1号の改正及び同条例附則第3条の2の改正並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日
- (2) 第1条中美濃加茂市税条例第17条第2項及び第28条の3の3第1項の改正及び同条例附則第4条の2第1項の改正並びに次条第4項の規定 令和6年1月1日
- (3) 附則第3条第4項及び第5項の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第●号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
- (4) 第1条中美濃加茂市税条例附則第6条の2第17項を同条第16項

とし、同項の次に一項を加える改正規定（第 17 項に係る部分に限る。）

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）の施行の日

○ **経過措置**

市民税、固定資産税及び軽自動車税について、経過措置を定めるものです。

〔承第7号〕

美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例について

【議案書：51頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）
条例改正に影響する施行日	令和3年4月1日
改正される法令	地方税法（昭和25年法律第226号）
条例改正に影響する条	法附則第14条、法附則第15条、法附則第25条及び法附則第26条

○ 条例改正趣旨

地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、地方税法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 条項の整理（附則第2項、附則第3項及び附則第13項）

趣旨：課税標準の特例を規定している地方税法附則第15条が改正されたことによる引用条項を整理するものです。

○ 土地の負担調整措置

（附則第4項、附則第6項、附則第7項、附則第8項、附則第9項、附則第10項及び附則第11項）

趣旨：令和3年度から令和5年度までの間、下落修正措置を含め土地に係る都市計画税の負担調整の仕組みを継続します。（その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く特例措置を講じます。）

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行します。

○ 経過措置

この条例による改正後の美濃加茂市都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例によります。

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	介護保険法施行規則及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第35号）
条例改正に影響する施行日	令和3年4月1日
改正された法令	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
条例改正に影響する条	第143条から第143条の3まで

○ 条例改正趣旨

介護保険法施行規則及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第35号）が令和3年2月17日に公布され、介護保険料の所得段階のうち、市民税本人課税層に当たる第7段階、第8段階及び第9段階の境目となる基準所得金額をそれぞれ200万円から210万円に、300万円から320万円に改正されることに伴い、必要な改正を行うものです。

また、令和3年3月12日付け厚生労働省老健局介護保険計画課からの通知「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の令和3年度における減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて」により、減免期間を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

○ 介護保険料の所得段階のうち、第7段階、第8段階及び第9段階の境目となる基準所得金額を変更（第2条関係）

所得段階		基準所得金額
第7段階と第8段階	改正前	200万円
	改正後	210万円
第8段階と第9段階	改正前	300万円
	改正後	320万円

- 新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免の期間の改正（附則第8条関係）

改正前

令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限がある介護保険の第1号保険料

改正後

令和2年2月1日から令和4年3月31日までに納期限がある介護保険の第1号保険料

◎ 施行期日等（附則）

- 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行します。

- 経過措置

経過措置として、この条例による改正後の第2条の規定は、令和3年度の保険料から適用し、令和2年度までの保険料は従前の例によるものとします。

[承第9号]

美濃加茂市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例について

【議案書：59頁】

◎ 改正の概要

○ 法令改正情報

公布される法令	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）
条例改正に影響する施行日	令和3年4月1日
改正された省令	・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号） ・指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号） ・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号） ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）

○ 条例改正趣旨

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）が公布され、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等が改正されたことに伴い、経過措置を設けるものです。

◎ 改正の主な内容

○ 改正する条例

第1条 美濃加茂市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正…①

第2条 美濃加茂市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正…②

第3条 美濃加茂市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正…③

第4条 美濃加茂市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正…④

- ・虐待の防止、業務継続計画の策定等、感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置（上記①～④）…令和6年3月31日までの間においては努力義務とします。
- ・認知症に係る基礎的な研修の受講に係る経過措置（上記①及び②）…令和6年3月31日までの間においては努力義務とします。
- ・栄養管理、口腔衛生<sup>くわう</sup>の管理に係る経過措置（上記①）…令和6年3月31日までの間においては努力義務とします。
- ・ユニット（居室及び近接して設けられた共同生活室により一体的に構成される場所）の定員等に係る経過措置（上記①）…改正省令が施行された日（令和3年4月1日）以降、当分の間においては努力義務とします。
- ・事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置（上記①）…改正省令の施行の日から起算して6月を経過する日（令和3年10月1日）までの間においては努力義務とします。

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、令和3年4月1日から施行します。

[承第10号]

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

【議案書：68頁】

◎ 改正の概要

○ 条例改正趣旨

令和3年3月12日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課からの通知「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等について」により、減免期間を改正するものです。

国内の感染拡大防止のための休業要請や仕事の減少により収入が減少した被保険者への保険料の減免を国の規定した減免基準により令和3年度も減免を行うものです。

今回の国の規定した減免基準により減免した保険料につきましては、保険料減免総額が市町村調整対象需要額に占める割合に応じて、それぞれに定める割合に相当する額が国から財政支援されます。

◎ 改正の主な内容

○ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免の期間の改正（附則第8項関係）

改正前

令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限がある国民健康保険料

改正後

令和2年2月1日から令和4年3月31日までに納期限がある国民健康保険料

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和3年4月1日から施行します。

◎ 改正の概要

○ 市営住宅入居者選考委員会の委員構成の見直し

市営住宅入居者選考委員会の委員構成について、自治連合会理事の負担軽減の観点から自治連合会理事を削ります。

○ 美濃加茂市上下水道事業経営審議会の設置

今後予測される人口減少や節水型機器の普及に伴う水道料金及び下水道使用料の減少、上下水道施設の経年化や耐震化への対応など、山積する課題を解決するため、「美濃加茂市上下水道事業経営審議会」を新たに設置し、当市上下水道事業の経営状況等について、公営企業経営や防災・減災等に専門的知見を持つ者や、上下水道利用者の視点から継続的な審議を行い必要な経営改善を推進することにより、安心・安全な水の安定供給と汚水・雨水の適正処理並びに市民の生活環境の維持・向上を図ります。

◎ 改正の主な内容

○ 別表 1 市長の附属機関 の改正

- ・「市営住宅入居者選考委員会」の委員構成について、「自治連合会理事」を削ります。
- ・「美濃加茂市上下水道事業経営審議会」を新たに加えます。

※所掌事項：美濃加茂市水道事業及び下水道事業の経営に関すること。

委員の構成：学識経験を有する者、市長が適当と認める者

委員の定数：9人以内

委員の任期：2年（最初の委員の任期は、令和5年3月31日まで）

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日

この条例は、令和3年7月1日から施行します。ただし、美濃加茂市上下水道事業経営審議会を加える改正は、令和3年10月1日から施行します。

○ 経過措置

この条例の施行の日以後、最初に委嘱される美濃加茂市上下水道事業経営審議会の委員の任期は、別表の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとします。

○ 美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
改正

別表に「美濃加茂市上下水道事業経営審議会委員」を加えます。

※日額 11,000円（職務の時間が2時間以上4時間未満の場合は  
5,500円、2時間未満の場合は3,000円）

〔議第 33 号〕

美濃加茂市児童館の設置及び管理に関する条例及び美濃加茂市保育園の設置  
及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：96頁】

◎ **改正の概要**

美濃加茂市立加茂野児童館及び加茂野保育園について、指定管理者制度を導入し、効果的、効率的な児童館及び保育園の運営を行うため、美濃加茂市児童館の設置及び管理に関する条例（以下「児童館条例」という。）及び美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例（以下「保育園条例」という。）について必要な条例改正を行うものです。

◎ **改正の主な内容**

- 指定管理者の指定等、指定管理者の指定手続、指定管理者の行う業務、指定管理者が管理する児童館及び保育園における条例の適用（児童館条例第8条から第11条まで、保育園条例第20条から第23条まで）  
児童館及び保育園の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせることができます。
  
- 保育園の利用料金に関する事項（保育園条例第24条関係）  
保育園を利用した場合にかかる費用のうち、保育料、保育所等給食費及び延長保育料については、指定管理者制度導入後も引き続き市が徴収しますが、保育園条例第13条第2項の表中第7条第2項に該当する者（いわゆる私的契約児）にかかる保育料については、利用料金とし指定管理者の収入とします。

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、令和3年7月1日から施行します。

〔議第34号〕

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【議案書：100頁】

◎ 改正の概要

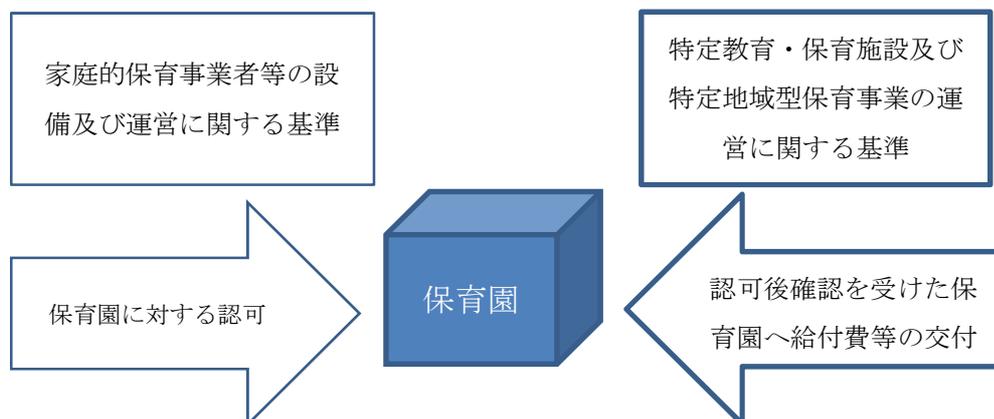
○ 法改正情報

公布された法令	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第23号）
条例改正に影響する施行日	令和3年4月1日
改正された法令	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「内閣府令」という。）
条例改正に影響する条	第2条及び第43条

○ 条例改正趣旨

内閣府令の一部改正が行われたことに伴い、必要な改正を行うものです。

※家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準と内閣府令の関係



◎ 改正の主な内容

○ 特定教育・保育施設等との連携（第43条関係）

特定地域型保育事業者等による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保について、次のいずれかに該当するときは、確保義務を緩和します。

- ① 特定地域型保育事業所を卒園する児童について、他の児童と比べ優先的に取り扱う措置その他引き続き必要な教育又は保育の提供されるよう必要な措置を講じているとき。

② 特定地域型保育事業者による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき。(従前どおり)

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、公布の日から施行します。

〔議第35号〕

美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【議案書：102頁】

◎ 改正の概要

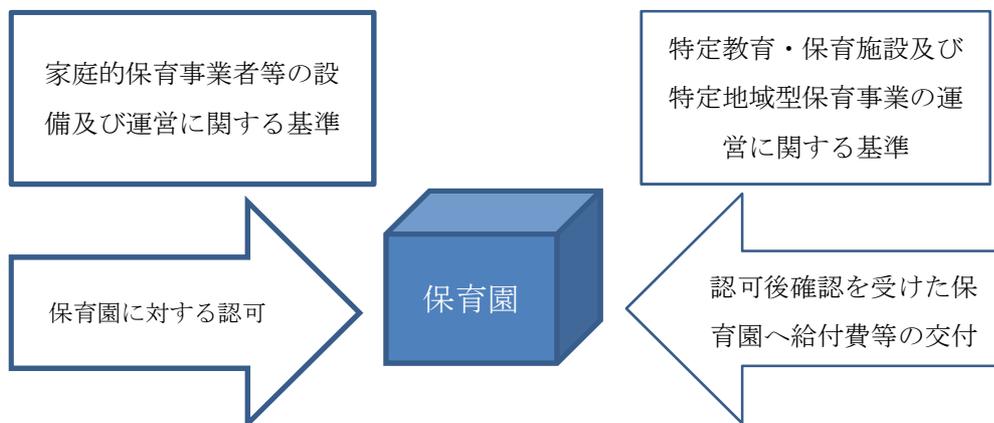
○ 法改正情報

公布された法令	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第52号）
条例改正に影響する施行日	令和3年4月1日
改正された法令	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。）
条例改正に影響する条	第7条、第24条及び第38条

○ 条例改正趣旨

省令の一部改正が行われたことに伴い、必要な改正を行うものです。

※家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準と省令の関係



◎ 改正の主な内容

○ 保育所等との連携（第7条関係）

家庭的保育事業者等による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保について、次のいずれかに該当するときは、確保義務を緩和します。

- ① 家庭的保育事業所を卒園する児童について、他の児童と比べ優先的に取り扱う措置その他引き続き必要な教育又は保育の提供されるよう必要な措置を講じているとき。

② 家庭的保育事業者等による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき。(従前どおり)

○ **居宅訪問型保育事業の明確化（第38条関係）**

居宅訪問型保育の実施対象として、保護者の疾病や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児が対象であることを明確化するものです。

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、公布の日から施行します。

〔議第36号〕

美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：106頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）
条例改正に影響する施行日	令和2年4月1日
改正される法律	所得税法（昭和40年法律第33号）
条例改正に影響する条	所得税法第2条第1項第31号

○ 条例改正趣旨

所得税法等の一部を改正する法律の施行により、所得税法が令和2年4月1日に改正され、寡婦（寡夫）控除の見直し、ひとり親控除の新設に伴い、関係する条例を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

○ 寡婦・寡夫をひとり親へ変更（第9条関係）

優先的入居を考慮する世帯のうち、「所得税法に規定する寡婦・寡夫の属する世帯」を「所得税法に規定するひとり親の属する世帯」に改めます。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和3年7月1日から施行します。

◎ 改正の概要

消防庁では、消防団員数を確保することを目的とした「消防団員の処遇等に関する検討会」の中間報告を踏まえた消防庁長官通知が令和3年4月13日付で発出され、消防団員の年額報酬と災害時の出動報酬の標準額が示されるとともに令和4年4月1日から施行するよう示されました。

これを受け、災害時の出動報酬について来年度の施行を待たず、本格的な台風・大雨シーズンを迎える7月1日から出動手当で対応できるよう改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 費用弁償額の改正（第12条関係）

【改正前】

水火災その他の災害による災害出動 1回につき2,000円  
ただし、4時間を超えて従事したときは2倍の額を支給する。

【改正後】

水火災その他の災害による災害出動 1回につき8,000円  
ただし、従事した時間が4時間以下のときは、2分の1の額を支給する。

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日

この条例は、令和3年7月1日から施行します。

○ 経過措置

この条例の施行の日前に支給すべき事由の生じた費用弁償については、改正後の条例第12条の規定にかかわらず、なお従前の例によります。

〔議第 38 号〕

美濃加茂市小口融資条例の一部を改正する条例について

【議案書：109頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）
条例改正に影響する施行日	令和 3 年 1 月 1 日
改正される法律	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）
条例改正に影響する条	地方税法第 23 条第 1 項第 12 号

○ 条例改正趣旨

地方税法等の一部を改正する法律の施行により、地方税法が令和 3 年 1 月 1 日に改正され、ひとり親控除が新設されたことに伴い、関係する条例を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

○ 申込人の資格要件の改正（第 4 条関係）

申込人の資格要件で市民税（所得割又は法人割）の課税を求めているが、控除により所得割の税額がない場合には、均等割の課税がある場合としています。

その控除に障害者控除及び寡婦控除に加えてひとり親控除を加えるものです（4 号ただし書き）。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行します。

〔議第 39 号〕

美濃加茂市土地開発基金条例を廃止する条例について

【議案書：111頁】

◎ **廃止の概要**

美濃加茂市土地開発基金は昭和45年に設置され、公共事業の円滑な推進のため、用地の先行取得を行う役割を果たしてきました。しかしながら、地価の下落による先行取得の必要性の低下や、公共用地の需要の減少により存在意義が乏しくなってきました。

このような現状を鑑み、基金を廃止することとし、条例を廃止するものです。

◎ **基金が保有している資産について**

次のとおりとします。

現金 ⇒ 一般会計に繰り入れ、基金に積み立てる等適正に管理します。

土地 ⇒ 公有財産として適正に管理します。

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、令和3年7月1日から施行します。